

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 11. 21	R5. 12. 5	①再編前の都立明治公園整備に関し て、木竹の伐採に係る許可申請及び許 可内容が分かる資料 ②①に関して、経過および協議内容が 分かる資料					1											東京都風致地区条例の改正により平成26年度に本件に係る許可権 限を区へ移譲しているため、当該公文書については、現在は存在 しない。	建設局 公園緑地部 公園課
2	R5. 11. 27	R5. 12. 7	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾 斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調 査） 212001-K028 （個人情報を除く）	33	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
3	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業基 本協定書 東京都と入札参加グループ（〇〇、〇 〇）と締結した基本協定書一式					1											東京都は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業について、入札参 加グループ（〇〇、〇〇）と基本協定を締結していないため、当 該文書は、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に係る都と〇〇との事業契約書に基づき、事業契約締結後に事業者が都に提出した下記書類など一式。 第2節第29条8 要求水準書等に基づく新水族園の基本設計並びにそれらの関連業務の完了時に事業者が都に提出した、要求水準書等が定める様式及び内容の設計図書その他の要求水準書等が定める書類。 基本設計時に都に提出する設計図書等「附属資料13提出図書等一覧」					1											当該公文書は、新水族園の基本設計並びにこれらの関連業務が未完了であるため、東京都では、取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課
5	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に係る都と〇〇との事業契約書に基づき、事業契約締結後に都が事業者から受理した下記書類など一式。 第2節第29条8 要求水準書等に基づく新水族園の基本設計並びにそれらの関連業務の完了時に都が事業者から受理した要求水準書等が定める様式及び内容の設計図書その他の要求水準書等が定める書類。 基本設計時に都に提出する設計図書等「附属資料13提出図書等一覧」					1											当該公文書は、新水族園の基本設計並びにこれらの関連業務が未完了であるため、東京都では、取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業において、入札参加する前提条件として、入札時提出書類に含まれる提案書ならびに設計図書類の内容について、入札参加者が落札できなかった場合には東京都が都民への公表をしないことを、都と入札参加者との間で取り交わした契約書、覚書などの文書					1											東京都は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業において、入札参加する前提条件として、入札時提出書類に含まれる提案書ならびに設計図書類の内容について、入札参加者が落札できなかった場合には東京都が都民への公表をしない旨の契約書、覚書などの文書を、入札参加者との間で取り交わしていないため、当該文書は存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課
7	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業において、入札参加する前提条件として、入札時提出書類に含まれる提案書ならびに設計図書類の内容について、入札参加者が落札できなかった場合には東京都が都民への公表をしないことを、都と入札参加者との間で取り交わした契約書、覚書などの文書がある場合、都が上記提案書ならびに設計図書類の内容を都民へ公表しないと決定するに至った関係者の交信記録、決定文書、その理由書					1											東京都は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業において、入札参加する前提条件として、入札時提出書類に含まれる提案書ならびに設計図書類の内容について、入札参加者が落札できなかった場合には東京都が都民への公表をしない旨の契約書、覚書などの文書を、入札参加者との間で取り交わしていないため、当該文書は存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に係る都と〇〇との事業契約書に基づき、事業契約締結後に事業者が都に提出した下記書類など一式。 第2節第29条8要求水準書等に基づく新水族園の実施設計並びにそれらの関連業務の完了時に事業者が都に提出した、要求水準書等が定める様式及び内容の設計図書その他の要求水準書等が定める書類。 実施設計時に都に提出する設計図書等「附属資料13提出図書等一覧」					1											当該公文書は、新水族園の実施設計並びにこれらの関連業務が未完了であるため、東京都では、取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課
9	R5. 11. 24	R5. 12. 7	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に係る都と〇〇との事業契約書に基づき、事業契約締結後に都が事業者から受理した下記書類など一式。 第2節第29条8新水族園の実施設計並びにそれらの関連業務の完了時に事業者が都に提出する要求水準書等が定める様式及び内容の設計図書その他の要求水準書等が定める書類。 実施設計時に事業者が都に提出する設計図書等「附属資料13提出図書等一覧」					1											当該公文書は、新水族園の実施設計画並びにこれらの関連業務が未完了であるため、東京都では、取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。